収入	⑶受入漁業料			
	⑷保全活動負担金			
	⑸漁場管理等受入金			
	⑹指導事業補助金			
	⑺指導事業助成金			
	⑻共済保険手数料			
	⑼指導事業雑収入			
	（収入合計）	（　　）	（　　）	（　　）
支出	⑴教育情報費			
	⑵繁殖保護費			
	⑶漁場管理費			
	⑷資源管理費			
	⑸保全活動費			
	⑹営漁指導費			
	⑺遭難救助費			
	⑻生活改善費			
	⑼共済保険費			
	（支出合計）	（　　）	（　　）	（　　）
差引額				

㈱　指導事業賦課金のうち前期からの繰越額は○○○○円である。

（記載上の注意）

1　「保全活動負担金」欄には、漁業法（昭和24年法律第267号）第109条第１項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第60条第８項に規定する保全活動（以下「漁業法に基づく保全活動」という。）に係る同法第111条第２項第８号に規定する受益者から徴収した費用を記載すること。

2　「漁場管理等受入金」欄には、漁業法に基づく保全活動以外の漁場の管理（繁殖保護及び資源管理を含む。）に係る組合員以外の者から徴収した費用及び企業等からの協力金のうち資源管理及び繁殖保護を目的とするものを記載すること。

3　「保全活動費」欄には、漁業法に基づく保全活動に支出した費用を記載すること。